

浪江町住民説明会



浪江町および関係省庁では、10月に策定した浪江町復興計画（第一次）ならびに国の賠償基準の考え方、区域の見直し等について、住民説明会を開催しました。町民の皆さまに、説明会の概要について報告します。

開催日・場所・参加者数		
開催日	開催場所	参加者数
10月22日(月)	郡山市ビッグパレット福島	600
10月23日(火)	二本松市二本松市文化センター	750
10月26日(金)	会津若松市会津大学	160
10月28日(日)	いわき市いわき明星大学	550
10月30日(火)	本宮市白沢カルチャーセンター	320
11月1日(木)	宮城県仙台市仙台国際センター	110
11月2日(金)	南相馬市市民文化会館ゆめはっと	400
11月4日(日)	福島市福島県文化センター	990
11月7日(水)	東京都港区ヤクルトホール	330
11月9日(金)	茨城県つくば市つくばカピオ	75
11月13日(火)	白河市白河市民会館	170
11月14日(水)	新潟市柏崎市柏崎市文化会館アルフォーレ	110
11月15日(木)	埼玉県さいたま市さいたま市文化センター	110
11月18日(日)	大阪府大阪市大阪会館	45

※関係機関：浪江町、浪江町議会、復興庁、内閣府、経済産業省、環境省、東京電力㈱



意見の概要 (主な意見を抜粋)

放射線に関する質問

問 年間20 mSv以下という基準は、帰町するための基準なのか。

答〔内閣府〕年間20 mSv以下という基準は、今回の警戒区域と計画的避難区域の見直しにおける基準であり、年間20 mSv以下の区域は、「避難指示解除準備区域」相当に該当する地域としています。その地域では、立入規制の緩和やそれに伴う復旧作業の進展などが見込まれます。帰町するには、避難指示の解除が必要ですが、それについては、

線量の状況のほか、日常生活に必須のインフラや生活関連サービスの復旧状況等を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。したがって、避難指示は、区域の線量が年間20 mSvを下回ったことのみをもって解除されるということではございません。

問 事故の前(1 mSv)に戻るのが基本的な考えではないのか。それが解除の条件になるのではないのか。

答〔内閣府〕国の方針として、現状復帰をする、事故前のレベルに近づけるという視点で中・長期的に追加被ばく線量年間1 mSv以下を目指して除染を進めます。他方、避難指示の解除は、線量の状況のほか、日常生活に必

須なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

問 除染により年間1 mSv以下にすることは、現実的に可能なのか。

答〔復興庁〕全ての範囲を一度に除染しようとすると、どうしても相当な時間がかかってしまいます。そのため国としては除染実施については優先順位を付け、まずは普段生活している所から順に除染を行うこととしています。

具体的には、住宅地、農地、道路、公共施設および、そこから20 m以内の範囲の森林については、平成25年度までに除染をしていく方針であり、20 mより先の森林については、現在どう

いった方法で対応することが効果的なのか検討しています。政府全体として、長期的には年間積算線量1 mSv以下を目指し、平成25年度以降についても、引き続きモニタリングや除染の対応等を行っていきます。

問 除染の範囲を教えてください。

答〔環境省〕除染の範囲については、資料「浪江町における除染の進め方について」2ページの図の太枠の地域をすべて一度に除染しようとすると時間がかかってしまうので、優先順位を付け、皆さんが普段生活している所から順に行います。

具体的には、住宅地、道路、農地およびこれらの近隣の20 mの森林を平成25年度までに除染していきます。20 mより先の森林については、現在どういった方法で対応するのが効果的なのかを検討しているところで、具体的な対応については、もう少し時間をください。

なお除染の目標については、現在、町と調整中の除染実施計画において、線量に応じて2つの基本方針を定めています。年間積算線量が20 mSvから50 mSvの地域については、20 mSv以下に下げる。年間積算線量が20 mSv以下の地域については、20 mSv以下の地域については、20 mSv以下を目標としています。

形態がある中で妥当な額を決めることは非常に難しく、早急に10万円を20万円、30万円という額に決めることは難しいと考えています。このため、生活の激変による増加生活費が10万円では足りないという場合には、少しでもできることはないかということと町とも協議していきたいと考えています。

問 一括支払いの場合の精神的賠償は、5年分を受け取ることで済ませようか。

答〔資源エネルギー庁〕原子力損害賠償紛争審査会では避難指示の解除がされた後でも相当期間賠償は続くことになっています。相当期間の考え方については、まだ具体的に決まってお

りませんが、こういった内容で賠償は続くということとなっています。またこれに限らず被害者の実情に応じて対応していくこととなります。

問 登記されていない建物は賠償の対象にならないとあったが、課税対象になっているので賠償の対象にすべきではないか。

答〔資源エネルギー庁〕建物が未登記となっている場合は、固定資産税の納税者を所有者とみなす形で賠償する方向で考えています。

ただし、登記がされていないため、所有者と断定することは難しいことから、当該納税者の

方に権利関係についての事情を東電に説明してもらう必要があると考えています。

いずれにしても未登記の建物だからといって賠償されないわけでは無く、固定資産税の台帳上の納税義務者であって、常に税金を納めており、そこに住んでいれば、事実上所有者とみなせるような確認方法を考えています。

また登記の名義人が違う場合は、その原因が相続された方である場合には相続人すべての実印を集めてもらい、これを東電が確認するなどの方法による所有者確認を考えています。

問 一律賠償をどのように考えているのか。

答〔資源エネルギー庁〕建物賠償の具体的な内容ならびに開始の時期については現在検討をしていますので、あらためてご案内させていただきます。

問 家財の賠償基準について子供とは何歳までか。

答〔資源エネルギー庁〕18歳未満の方を子供としています。

問 避難指示の解除は、生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧後、町との十分な協議を踏まえて実施する、ということだが、町としては帰還は6年後と宣言している。浪江町全世帯を全損扱いで一括で考えて良いのか、そういう返事がもらえるのか。

問 区域見直しを進めているが、建物の中の線量はどのようなのか。国の遮蔽の計算よりも実際には高い家もある。

答〔内閣府〕建物内部の線量は様々な状況が考えられるため、一概に回答できませんが、屋内の線量については、建物の遮蔽効果を考慮し、概算で予測しています。

問 新聞では放射線物質は一切出ていないとあるが、実際は出ているのか。

答〔内閣府〕現在、1～3号機の原子炉建屋から最大で見積もって毎時、0・1億ベクレルの放射性物質が放出されています。これは、敷地境界付近で年間に0・03 mSvの追加的な被ばく線量となっています。放出されている主な放射性物質は、セシウム134および137となっています。

国では、廃炉に向けた中長期計画を月1回発行しており、浪江町を含めて近隣市町村に伝えるとともに、ホームページにも掲載しています。

問 土壌の放射線量の測定をしないのか。土壌の放射性物質に関する国の考え方を聞きたい。

答〔内閣府〕土壌に付着しているセシウム等の放射性物質から、ガンマ線等の放射線が放射されており、これを空間線量として測定しています。



問 賠償の精神的損害の10万円というのは安い。避難生活による精神的ストレスというものは大変なもの。

答〔資源エネルギー庁〕10万円が生活費を含んだ精神的損害の額として非常に安いというご指摘は多く寄せられています。一方、いろいろな被害形態、避難

【内閣府】 避難指示の解除は、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が行うこととなり、区域見直しの後に、線量の状況のほか、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

現在、財物賠償の対象期間として議論になっている「解除見込み時期」についても同様ですが、町で検討された復興計画にある「6年間帰ることができない」という考えを踏まえながら、今後、国と町との間で一つ一つ突き合わせをしていきます。

【問】 宅地・住宅に関する権利等の扱いについては、損害賠償後も所有権は持ち主に残るのか。

【答】 【資源エネルギー庁】 全損扱いとなる区域については、価値分のすべてを東京電力が賠償することとなるので、当事者の間では所有権を東京電力が取得できることとなりますが、今回は東京電力が所有権を取得しないこととしています。

しかしながら、被害者が当該宅地・住宅を反社会勢力に転売するなどした場合、トラブルになるおそれがあることから、全損となる宅地・住宅については解除まで転売の禁止、全損で無い場合は、損害賠償請求権だけは被害者に保持してもらう契約を交わすこととしています。



【問】 実際の修復費用が賠償額を超える場合の相談にはいつ応じるのか。

【答】 【東京電力】 現時点では、いつから開始するのか決まっています。

【問】 財物と家の補償を合わせても、同じ家を建てるのには足りない。他の場所でも、同じように1軒建てられる分のお金を賠償していただきたい。人数や放射線量ではなくて、それくらいの補償を出していただけるのか。

【答】 【資源エネルギー庁】 基本的には事故前の価値について賠償することが財物賠償の原則となっています。財物賠償ではありませんが、今回の賠償基準の別途特別な努力や精神的損害の一括払い等によって一定程度生活再建に必要な資金として配慮したと考えています。

さらに被害者の方々の今後の生活再建の状況を踏まえまして、必要な検討を行っていきます。

【問】 宅地の賠償について区域にかかわらず全損扱いにするべきだと思う。

【答】 【資源エネルギー庁】 宅地の賠償基準につきまして、東京電力が被害者の方々の不動産や建物に発生させた損害など使用できないことによる損害を算定する方法をとっています。

全額で賠償すべきといったご意見については、賠償紛争審査会に伝えます。

【問】 高速道路の無料化について

【答】 高速道路で県外から県外だと無料にならないが、避難しての方に通証を発行して家族間の行き来は無料にできるように計らっていただきたい。

【答】 【復興庁】 現在、県外から県外へのご利用の場合は対象になっていません。

今後、ご指摘いただいたことをきちんと受け止めて、できるかどうか関係省庁と一緒に考えていきます。

【区域解除についての質問】

【問】 最終的な避難解除は誰が行うのかはっきりさせてください。

【答】 【内閣府】 避難指示の解除につきましては、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が行うこととなり、線量の状況のほか、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

【復興公営住宅についての質問】

【問】 復興公営住宅の現状は、いまだのようになっているのか。

【答】 【復興庁】 福島復興再生特別措置法が今年3月に成立しました。この特別措置法を基に復興公営住宅の整備を進めていきます。

進める場合には、県や受入自治体との調整が必要となるため、早い段階で目処を立てていきたいと考えています。また、県の方でも予算を確保され、先行的に住宅の整備準備を始めたところであり、今後は住宅についての意向調査をさせていただき、住民の方々の意見も踏まえながら、計画を立て進めていきます。

【仮置き場に関する質問】

【問】 仮置き場での保管期間は搬入から3年程度とあるが、程度という文言で5年経っても6年経っても、程度として扱われては困る。信用できるのか。

【答】 【環境省】 除染により除去土壌等が多く発生するため、仮置場に3年程度保管し、中間貯蔵施設に搬入します。

中間貯蔵施設については、平成27年1月の供用開始ができるよう、国として最大限の努力をしていきます。

【町としての考え】

国および東京電力からの回答は、ご覧になられたとおり、十分な内容となっていないものが多いです。

町としても、町民の皆さんにとって納得できる回答や対応がなされるよう、引き続き求めていく考えです。